

## 国民健康保険の減免（所得減少）を申請された方へ

- 減免の申請は毎年度必要です。
- 減免申請の結果は原則、申請された月の翌月中旬頃に次のいずれかの通知を郵送します。結果の通知が届くまではお手元の納付書で、納付期限までに納付してください。
  - 減免が承認された場合 ⇒ 国民健康保険料決定・変更通知書
  - 減免が不承認の場合 ⇒ 国民健康保険料減免不承認通知書

### □ 申請内容の変更

今回申請された所得状況に変化があった場合（再就職等）は、必ず届け出てください。

### □ 国民健康保険を脱退した場合

減免の適用後、減免事由該当者（所得減少者）が国民健康保険を脱退した場合は、減免終了となります。その他の世帯員が脱退した場合は、脱退後の所得減少率を再判定します。再判定による申請等は必要ありません。

### □ その他の世帯員が国民健康保険に新たに加入した場合

必要書類はそれぞれ異なりますので、徴収・納付担当に連絡いただき、必要書類の提出をお願いします。（書類の提出は加入された被保険者の所得割が発生しない、または、所得が減少していない場合は提出不要です。）

提出期限は原則、加入に伴う「国民健康保険料 決定・変更通知書」が届いた月末の納期限までです。

〈例〉

#### ◎退職による加入

- ・加入された被保険者の退職日がわかる書類  
（退職証明書、退職日の記載がある源泉徴収票、離職票、雇用保険受給資格者証等）
- ・離職後収入がある場合はアルバイト、パート、年金等の収入がわかる書類  
（直近3か月分の給与明細、収入がわかる雇用契約書、年金決定通知等）

#### ◎他の健康保険の扶養外れによる加入

- ・現在の収入がわかる書類（直近3か月分の給与明細、年金決定通知等）

### □ 世帯主の変更

減免は世帯主に適用されるため、世帯主を変更された場合は再度申請が必要になります。

### □ その他の変更

前年中の所得（賦課の基となる年度）に変更があった場合は、所得更生後の所得額に基づき減免額を再計算します。再計算による申請等は必要ありません。

※ 上記内容で書類の提出が必要な場合は、速やかに必要書類を届け出てください。

必要な届出を行っていないことが判明したときは、減免の取消となる可能性があります。

※ 一度決定した減免額が再計算等で変更となった場合は、「国民健康保険料 決定・変更通知書」が届きますのでご確認ください。